

日野市公共建築物環境配慮指針

令和 7 年（2025 年）3 月

日野市

目 次

1.	目的	1
2.	本指針の位置づけ	3
3.	対象とする施設	3
4.	本指針の対象部署	4
5.	建築物の環境性能に関する配慮事項	4
	(1) 新改築時における配慮事項	4
	① 省エネ性能（断熱性能及び設備性能）	4
	② 再生可能エネルギーの導入	5
	③ 環境性能の見える化	5
	④ 木材利用	5
	(2) 既存施設における配慮事項	6
	① 省エネ性能向上	6
	② 再生可能エネルギーの導入	6
6.	運用時における配慮事項	6
	(1) 省エネルギー対策	6
	(2) 環境に配慮したエネルギー調達	6
7.	適用日	6

公共建築物環境配慮指針

1. 目的

市が市内建築物の環境性能向上を先導する役割を担うことで、
カーボンニュートラルなまちの実現に大きく貢献する

日野市は令和4年（2022年）4月に第4次日野市地球温暖化対策実行計画を策定し、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。また、令和4年（2022年）11月には気候非常事態宣言を発出し、日野市として積極的に地球温暖化対策に取り組む意思を表明しています。

本市はこれまでも、環境に配慮した事業所であることを目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ」の取り組みや「地球温暖化対策実行計画」に基づいた事務事業の推進により、環境配慮行動に努めて参りました。しかし、令和32年（2050年）におけるCO₂排出量実質ゼロを達成するためには、これまでの取り組みの延長では達成困難な見通しとなっています。カーボンニュートラルなまちの実現に向け、令和5年に開催した「日野市気候市民会議」における提言書の中でも、公共建築物における「省エネの推進」や「再生可能エネルギーの普及促進」に関連した提言を多数頂いている状況です。このことから、以下の2点について取り組んでまいります。

（1）公共建築物の環境性能向上

市内の業務部門における全CO₂排出量のうち、約1割が日野市役所の事務事業に起因しています。公共建築物が環境に一層配慮することは、市内全域におけるCO₂排出量の抑制に大きく寄与します。また、省エネの推進は光熱費等のコスト削減にも寄与すると同時に、CO₂排出量のオフセット（CO₂相殺）に係る将来的な費用の抑制にもつながります。

（2）市民・事業者等の意識変容

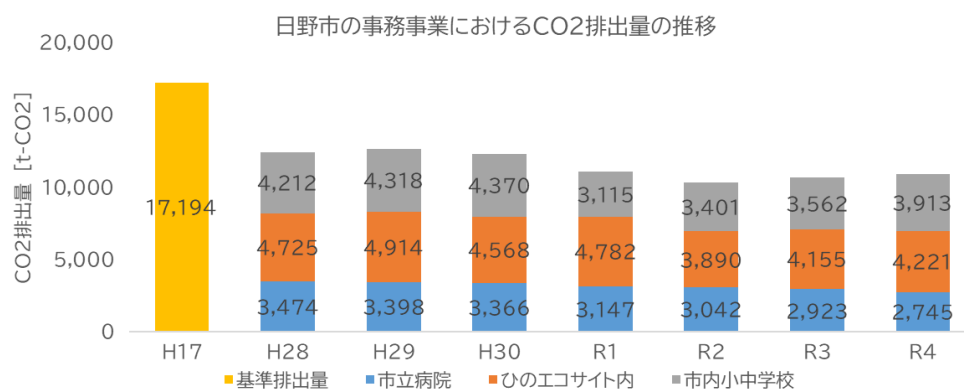
建築物の環境性能を向上させ、それを情報として広く周知することで、その建築物を使用する市民・事業者等に意識変容を促すきっかけにもなります。

本指針は、これら状況を踏まえ、公共建築物の環境負荷低減を進めることで、カーボンニュートラルなまちの実現に大きく貢献することとともに、市内建築物の環境性能を先導する役割を担うことを目指すものです。

【参考 1】日野市気候市民会議における関係提言

主体	提言ID	内容
行政	29-3-1	公共施設で消費するエネルギーを、その建物で得られる再生可能エネルギーを超えない範囲に抑える(カーボンニュートラル)、効果をわかりやすい指標として示してアピールする
	29-3-3	公共施設の冷暖房の設定温度を控えめにする(規制する)
	31-3-1	公共施設や公営住宅に太陽光発電システムを設置し、屋上や敷地内に降った雨水を雑用水に使えるようにする(災害時の電力や雑用水の確保も兼ねる)
	33-3-1	公共施設の電力を再生可能エネルギー由来の電力の契約に切り替える

【参考 2】日野市の事務事業における CO₂ 排出量

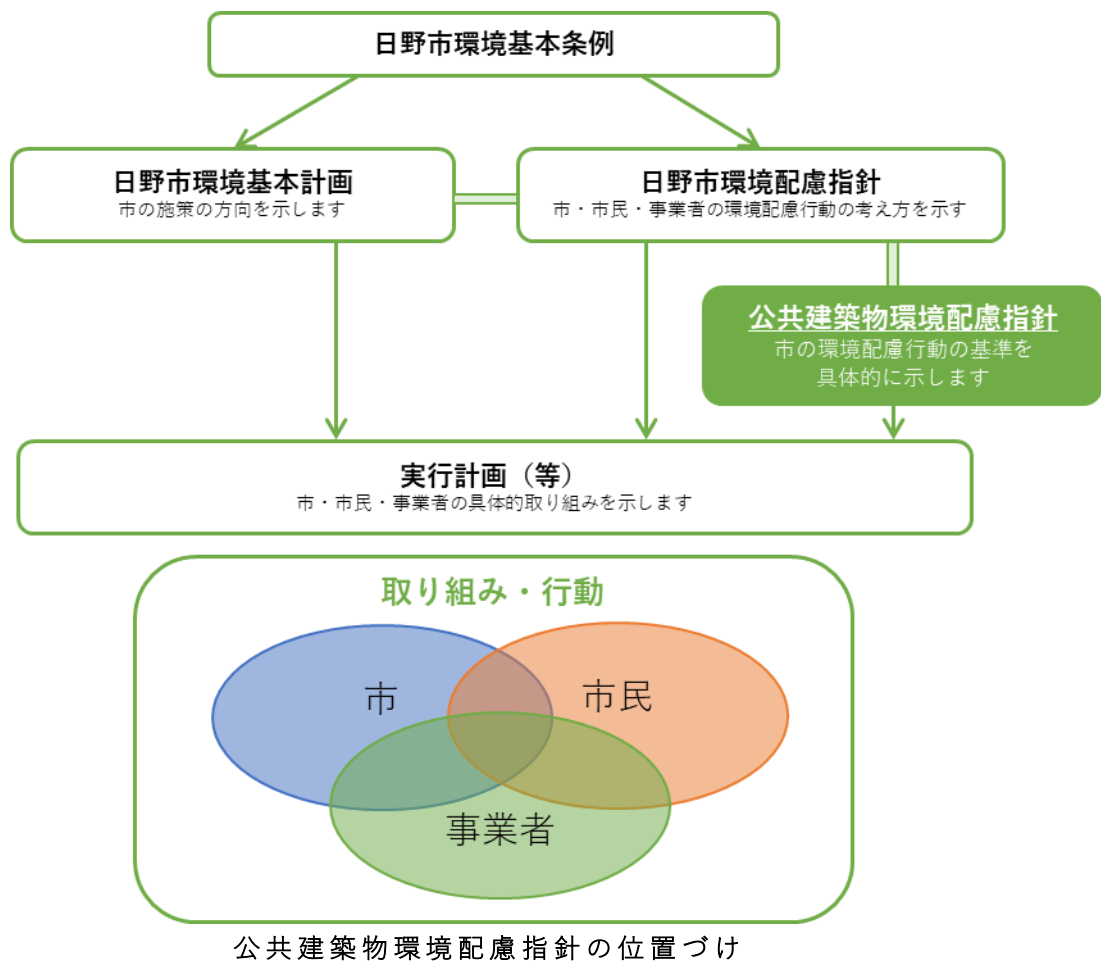


【参考 3】本指針が参照する法的根拠

- ① 日野市環境基本条例
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)
- ③ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)
- ④ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(都市(まち)の木造化推進法)

2. 本指針の位置づけ

本指針は「日野市環境配慮指針」に示す「気候変動対策における緩和の取り組み」として、公共建築物における具体的な配慮基準を定めるもので、公共建築物の設置段階から維持管理段階まで、各段階におけるカーボンニュートラル対策の具体的な事項を示します。



3. 対象とする建築物

本指針は、市立病院を除くすべての建築物を対象とします。

4. 本指針の対象部署

対象建築物の管理運営に関する部署及び環境政策課とし、本指針が示す水準を満たすため連携を図り、各対策のPDCAを実施することで、環境負荷低減を目指します。

特に、建築物の新改築時には、その構想段階において、環境政策課と連携し進めていくこととします。

5. 建築物の環境性能に関する配慮事項

令和3年10月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、2050年カーボンニュートラル実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向け、公共建築物における率先した取り組みを図るほか、ZEB※の実証や普及拡大といった方向性が示されています。

このような国の方向性を踏まえ、本市の建築物においても、次の(1)及び(2)のとおり、環境性能に関する配慮事項を定めます。

配慮事項の実施検討にあたっては、環境負荷の低減効果と併せて、費用対効果の検証を行うように努めることとします。なかでも、既存建築物における設備改修計画等の策定にあたっては、費用対効果の観点からも対策の優先順位を検討することが重要です。

※ Net Zero Energy Building の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指した建物のこと

(1) 新改築及び増築時における配慮事項

① 省エネ性能（断熱性能及び設備性能）

原則として、下表の環境性能を満たすこととします。以下で設定した水準は、国が遅くとも2030年までに到達すべき水準として示しているものであり、今後、国のロードマップ等を参考に見直していきます。

省エネ性能基準

	中規模以上建築物 (300㎡以上)	小規模建築物※ ² (300㎡未満)
断熱性能 (BPI)	1.0	1.0
設備性能 (BEI)	用途に応じ 0.6/0.7※ ¹	0.8

※¹ 事務所等：0.6、集会場等：0.7

※² 公衆トイレや倉庫など趣旨にそぐわないもの（居室を有しない建築物など）は除外

② 再生可能エネルギーの導入

原則として、新改築する全ての建築物で再生可能エネルギーを導入するものとします。

導入する再生可能エネルギーの種別については、市内の地理的・面積的条件や経済合理性の観点から屋根上への太陽光発電設備を基本とします。ただし、これはその他種別の再生可能エネルギーの導入を妨げるものではありません。

なお、設備容量などの仕様については、「東京都建築物環境計画書制度に基づく再生可能エネルギー利用設備設置基準ガイドライン」を参照し検討するものとします。

③ 環境性能の見える化

環境性能の周知や環境教育の観点から、教育用途の建築物や不特定多数が利用する建築物においては、環境性能の表示や、再生可能エネルギー発電量等を表示するディスプレイの設置を検討します。



環境性能の見える化事例（子ども包括支援センター みらいく）

④ 木材利用

地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、公共建築物における木材利用の積極的な促進が求められていることから、建物の規模に応じ、建築物の木造化及び内装等の木質化を検討します。なお、検討にあたっては「日野市公共建築物等における多摩産材利用方針」に則り、多摩産材の利用促進を図るものとします。

(2) 既存建築物における配慮事項

① 省エネ性能向上

設備更新や改修・修繕などでエネルギー消費設備を調達する場合、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」を参照し、省エネ性能の高いものを選定するように努めることとします。

② 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの導入拡大は、気候変動対策施策ロードマップに沿って順次検討を進めていくこととし、関係部署と環境政策課が相互に協力し導入を拡大するものとします。

6. 運用時における配慮事項

(1) 省エネルギー対策

設備運用時の省エネルギーを目的に、各エネルギー消費設備に関する温度や運転時間といった使い方に関するルールを定め、運用するように努めます。また、その建築物におけるエネルギー消費量を把握し、前年度との比較などから省エネルギーの推進や継続を目指します。

(2) 再生可能エネルギーの利活用

再生可能エネルギー設備が導入されている建築物においては、設備を最大限に活用できるよう、その発電量を管理することとし、必要に応じ、保守メンテナンスを計画します。

(3) 環境に配慮したエネルギー調達

建築物の CO₂ 排出量が恒久的に実質ゼロとなることを達成するため、外部からの調達エネルギーは、再エネ電力契約などにより CO₂ 排出量が実質ゼロ※（カーボンニュートラル）のエネルギーへの転換を進めます。

※ 温対法に基づき環境省が公表する“調整後排出係数”が 0[t-CO₂]のもの

7. 適用日

この指針は、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとし、適用日以降に事業の実施決裁が下りたものから適用します。なお、適用日前に事業の実施決裁が下りているものは、従前の例によるものとします。